国営かんがい排水事業 新川流域地区

事業の概要

本地区は、長大な信濃川の最末端に位置する低平地であり、約2万ヘクタールの農地と住居地域を有する西蒲原地域の排水対策として、国営かんがい排水事業「新川地区」(昭和20年度~昭和48年度)をはじめとする土地改良事業により多くの排水施設が整備されてきたが、早期に造成された施設については相当の年数を経過し、老朽化による維持管理費の増加や排水機能の維持が困難な状況となっている。

本事業では、農業生産及び農業経営の持続的発展と併せ農地等の保全に資するため、国営事業で造成された基幹排水施設である新川河口排水機場及び新川右岸排水機場を更新するものである。

事業の目的・必要性

本地区は、新潟平野のほぼ中央に位置し、弥彦山、角田山とそれに連なる新潟砂丘を隔てて日本海に接し、一級河川信濃川とその支流中ノ口川及び大河津分水路に囲まれた、海抜0m以下の土地が約2割を占める低平地で、水稲を中心とする農業地帯である。

これまで数次にわたる国営土地改良事業等により多くの排水施設が整備され、湛水被害の解消及び 軽減、水田の畑利用等を含めた多様な農業経営が可能となるなど、農業生産性の向上に寄与してきた ところである。

新川右岸排水機場(排水量31.5m³/s)は国営かんがい排水事業「新川地区」により昭和28年度に、また、新川河口排水機場(排水量240.0m³/s)は国営かんがい排水事業「新川二期地区」により昭和45年度に供用が開始された基幹排水施設である。しかしながら、これら2つの排水機場は造成後数十年が経過しており、今日まで適切に維持管理を行ってきたものの、老朽化によるポンプの異常停止や維持管理費の増加により排水機能の維持が困難な状況となっている。

このため、本事業では、両排水機場の更新を行い排水機能の維持を図り、もって湛水被害の解消及 び軽減の維持、水田の畑利用等を含めた多様な農業経営、及び農業生産性の向上に寄与するものであ る。

事業の効率性

効用(年総効果額)

・施設の維持管理費の節減76百万円・施設更新による現況施設機能の維持2,114百万円・県道等の付替えによる公共施設機能の維持8百万円・生態系に配慮した整備による水辺環境の保全1百万円計2,199百万円

(費用便益比の算定)

区分	算定式	数 値	備考
総事業費		33,000百万円	
効用		2,199百万円	
廃用損失額		33百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数		25	当該事業の耐用年数
還元率×(1 +建設利息率)		0.0661	総合耐用年数に応じ、効果から総 便益を算定するための係数
総便益	= / -	33,236百万円	
費用便益比	= /	1.00	

- 注1)百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。
- 注2)数値は土地改良法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

老朽化している新川河口排水機場及び新川右岸排水機場の更新により、年間約76百万円相当の維持管理費の節減、施設更新による現況施設機能の維持により約2,000百万円相当の農業生産の維持が図られる。

また、農地のみならず、その周辺に広がる宅地等の湛水被害の防止が図られる。

日程・手続

平成17年度中に、土地改良事業計画の概要の公告等の土地改良法に基づく手続きを開始する予定である。

事業に対する決議

平成17年7月14日の西蒲原土地改良区臨時総代会において、平成18年度着工要望が決議されている。

評価担当部局

農村振興局

概要図

1.受益面積	19,780ha (田18	8,740ha 畑1,040ha)	
2.受益者数	14,310人		
3 . 主要工事計画	排水機場 新川河口排水機場 新川右岸排水機場	排水量 240.0m³/s 31.5m³/s	事業費 25,600百万円 7,400百万円
4.国営事業費			33,000百万円



平成18年度新規地区採択チェックリスト(国営かんがい排水事業)

(局名:北陸農政局)(地区名:新川流域地区)

1.必須事項

項目	評価の内容	判定
1.事業の必要性が明確であること。(必要性)	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生 産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該 事業を必要とすること。	
2.技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が 技術的に可能であること。	
3 . 事業の効率性 が十分見込まれ ること。(効率性)	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	
4 . 農家負担の可 能性が十分であ ること。(公平性)	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の 状況からみて、負担能力の限度を超えることとはなら ないこと。	
5.環境との調和 に配慮している こと。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6 . 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」 を超えないこと。	

項目を満たしている場合は「 」とする。 項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1.事業で達成する目標に関する事項(有効性)	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られ る。	
争项(有观性)	農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件 が整備される。	
	水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が 図られる。	
	老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能 回復や農業災害の防止等が図られる。	
2.事業内容や実	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	
施体制等に関す る事項	コスト縮減について具体的に配慮した計画となって いる。	
	関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計 画と整合が図られている。	
	高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振 興対策対象地域である。	
	一般被害等の軽減にも寄与するものである。	
	地元の事業推進体制が整備されている。	
	関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担 金等について理解を得ており、事業実施に対する合意 形成が図られている。	
	関係機関との協議について、基本的事項の合意に達し ている。	
	関連する他事業との調整が図られている。	
	施設の適切な維持管理のための体制が整備されてい る。	

項目を満たしている場合は「 」とする。 項目欄の()には、主として考えられる観点を記述している。

3.特定監視項目

項目	評価の内容	判定
1.地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	
2.受益面積	・最近年の面積を把握している。	

項目を満たしている場合は「 」とする。